

社会福祉法人高越会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高越会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第六条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬・費用の支給)

第3条 役員及び評議員の職務執行の対価として報酬又は費用を支給することができる。

- (1) 役員の報酬は別表1に定める金額の範囲内とする。
- (2) 評議員に対する費用は別表1に定める額とする。

(報酬額の決定)

第4条 役員の報酬額は、別表1の金額の範囲内で理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

別表 1

	報酬及び費用の上限額
役員	報酬 年額総額 500万円の範囲以内
評議員	評議員会・研修会等出席の都度（県外の場合は別途計算） 交通費等の費用として5千円

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。